

地裁が和解勧告

高江・通行妨害訴訟

米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江へのヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)建設をめぐる、沖縄防衛局が現場で反対運動をする住民2人を相手に通行妨害禁止を求めた訴訟の第2回

口頭弁論が26日、那覇地裁で開かれ、酒井良介裁判長が和解を勧告した。国、住民側双方は和解を念頭に弁論を進めることを了解した。閉廷後、和解勧告について住民側の代理人弁護士は

「国側請求は抗議活動への萎縮効果だけ。請求通りの判決になった場合、ほかの抗議活動に悪影響が及ぶことを想定したのではないかと指摘し「裁判所から和解案が提示された時、慎

重に見極めたい。受け入れるかは内容次第だ」と話した。

沖縄防衛局は「コメントは差し控えたい」と話した。弁論では被告の住民2人が意見陳述し、米軍基地の負担などを訴え、住民を裁判で訴える国の手法を批判した。